

平成30年第5回筑紫野市農業委員会総会
議事録

平成30年5月7日 午後2時59分
筑紫野市役所第5会議室

1 開会日時及び場所 平成30年5月7日 午後2時59分
筑紫野市役所（第5会議室）

2 閉会日時 平成30年5月7日 午後4時21分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

井上ユキエ、野田勇男、藤井利春、熊野修治、市川一、砥綿和廣、

井上裕一、岡部隆充、平嶋光雄、高村勲、神崎光成、原野忠俊

農地利用最適化推進委員

渡辺忠、野美山義照、井上瞳、日永田美月、八尋一男、

八尋雄二、平山正美、柴田祥弘、岡島勝實、平山隆好

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 古田浩明

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主事 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第15号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第16号 農地を改良する届出について

報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について

議案第9号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第10号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

議案第11号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第12号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

農政

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定について

○議長：早速ですが、出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第5回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名人の指名を行います。署名委員には、5番の市川委員さん、10番の高村委員さんを指名いたします。

それでは、既にお手元に配付しております議事録等に従いまして審議を進めてまいります。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出に関する件を報告いたします。

報告第15号、議案書のとおり、農地の権利移動届出が3件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市□□丁目□□、□□。届出地の表示、□□ほか5筆。田5,586平米、畑1,280平米、合計6,866平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

2番、届出者、筑紫野市□□、□□ほか2名。届出地の表示、□□ほか6筆。田6,875平米、合計6,875平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

3番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか16筆。田1万2,662平米、畑1,263.21平米、合計1万3,925.21平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

以上です。

○議長：以上、権利移動の届出の説明がありましたが、本件につきまして何か御質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、以上で本件に関する報告を終了いたします。

次に進めさせてもらいます。

農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第16号、議案書のとおり、届出が1件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。田817平米。造成計画、盛土、整地。造成高、0.9メートル。のり面処理、該当なし。工事期間、平成30年4月1日から平成30年6月30日まで。理由、盛土し排水不良の改善を行い、作付可能とするため。備考、水利承諾書添付。

以上です。

○議長：ありがとうございます。以上、本件報告について何か御発言がありましたら、どうぞお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようでございますので、報告をこれで終わります。

次に進めさせてもらいます。

報告第17号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第17号、議案書のとおり、農地の転用届出が7件ほどございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、譲受人、筑紫野市□□丁目□□、□□。譲渡人、船橋市□□、□□。届出地の表示、□□。田213平米、合計213平米。届出内容。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、平成30年4月6日から平成30年8月5日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年3月28日。

2番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□ほか1名。届出地の表示、□□丁目□□。田0.85平米、合計0.85平米。転用目的、敷地拡張。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年4月2日。

この件につきましては、譲受人の□□さんの自宅を、恐らく売買のためだろうと思いますが、測量した際に、□□さんが所有する農地のほうに少しはみ出ているというところで、その部分を分筆して□□さんのほうに売却するということになっております。

3番、譲受人、東京都□□丁目□□、□□。譲渡人、福岡市□□丁目□□、□□。届出地の表示、□□丁目□□。田353平米、合計353平米。転用目的、建売住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、平成30年4月10日から平成30年8月30日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年4月4日。

4番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、名古屋市□□丁目□□、□□ほか6名。届出地の表示、□□ほか15筆。田2万90.8平米、合計2万90.8平米。転用目的、分譲宅地造成・商業・業務地。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年4月16日から平成31年2月28日まで。開発許可の要否、土地区画整理事業認可済み。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年4月13日。

この件につきましては、2月の定例会におきまして、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業についてというもので審議していただいた分になります。4月13日に土地区画整理事業の認可を受けております。そしてその前に、4月10日の日に市街化区域にも編入されておりますので、届出という形で提出をいただいております。

続きまして、5番、届出者、筑紫野市□□、□□。相手方、筑紫野市□□、□□。届出地の表

示、□□。田389平米、合計389平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、平成30年4月16日から平成31年2月28日まで。開発許可の要否、土地区画整理事業認可済み。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年4月13日。

この件につきましても、4番と同様の取り扱いとなっております。

続きまして、6番、届出者、福岡市□□丁目□□、□□。相手方、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。田75平米、仮換地地積51平米、合計75平米。転用目的、建売住宅。契約内容、売買。構造規模、木造3階建て。工事期間、平成30年6月10日から平成30年8月30日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年4月16日。

7番、届出者、筑紫野市□□丁目□□、□□。相手方、大野城市□□丁目□□、□□。届出地の表示、□□ほか1筆。畑143平米、仮換地地積110平米、合計143平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、鉄筋コンクリート造平屋建て。工事期間、平成30年6月1日から平成30年11月6日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年4月23日。

以上です。

○議長：7項目の件について説明がありましたが、本件について質疑あるいは何かございましたら御発言願います。

○委員：今の第1項の届出ですけれども、1ページ、「譲渡人」「譲受人」のところ、2ページ目は「届出者」と「相手方」になっているんですよ。ちょっとわかりにくいので統一されたほうがいいんじゃないかなと思います。

○事務局：2ページにまたがって、多分、様式を別々に出してしまったのではないかなと思います。統一するように気をつけておきます。

○委員：1ページ目のほうで、「譲受人」が左側になっているじゃないですか。だから2ページ目も同じように、「届出者」が「譲受人」ということでいいですか。

○事務局：はい、それは一緒です。

○委員：でも、そうすると、ちょっとおかしいんじゃない。2ページ目は反対になるんじゃないの。例えば□□さんが「譲受人」になるんじゃないの。

○事務局：いや、「譲受人」と「譲渡人」はこれで合っています。「届出者」が「譲受人」で大丈夫です。

○委員：じゃあ、5番は□□さんが買ったようになるんですか。

○事務局：そうですね、はい。□□さんの土地が、この中の区画整理地の中にありますので、それを□□さんが……。

○委員：売ったほうでしょう。

○委員：買ったほう。買ったほうですか。

○事務局：はい。

○委員：それならいいです。

○議長：いいですか。何か。

○委員：いや、それで。わかりにくかったから。

○事務局：済みません。

○議長：ほかに何かありましたらどうぞ。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件7件についての御報告をこれで終了いたします。

次に進めさせていただきます。今度は議案ですね。

議案第9号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

まず1番について、担当していらっしゃいます□□委員、よろしく御説明願います。

○委員：1番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田3,233平米、合計3,233平米。異動の内容、申請理由は規模拡大、契約内容は売買でございます。

次の6ページを開いていただきたいと思います。場所は、行政区の□□の中でございますが、斜線で引かれた部分です。これは□□さんが高齢のために、まだ後継者がいないことから、林地農地の所有者であります□□さんが規模拡大のために取得される予定であります。現地でお話を聞きましたけれども、特に問題ないと思われまますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。何か事務局から補足することがありましたら、御説明願います。

○事務局：売買の理由につきましては、今、□□委員が説明されたとおりです。農地法3条の各号に該当するかというところの説明をさせていただきます。

まず、全部効率よく利用するかという要件ですが、現在、耕作状況といたしましては、1万8,221平米耕作面積がありまして、そのうち、米を1万4,650平米、残りが野菜を作付しているという状況になっております。

農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しております。労働力につきましては2名、御本人と妻ということになっております。技術につきましては50年の農業経験があるということです。

あと、地域との調和要件ですが、申請地は米の作付を行う予定であり、周囲に支障が生じることはありません。

農作業に常時従事するかの要件ですが、御本人は100日従事、妻は50日従事ということになっております。

以上です。

○議長：ここは私のほうからちょっと。この前、調査に行きまして、□□さんがこれだけ規模拡大されるんだけど、機構のほうは利用できるのかというようなことで、これだけの3,000平米買い入れするときに取得税とかいろいろかかりますから、聞いてみたら、ここは農業振興地域じゃないので、機構のほうの例の税金控除の所得、あれは活用できないということなんです。ということで、大変だね、□□さんが前、委員をしてあったでしょう。だから、年齢も60歳を超えてるだろうと思うから大変だなと思いながら、組合長とも一緒に現地調査したときにそういう話をしたんですけど、この辺はちゃんとしていこうという形で対応していただいても、片一方は農業振興地域じゃないからどうなのかなという、ちょっと疑問を感じましたので、そのところを申し上げます。

本件について、何かお尋ねしたいことがございましたら御発言願います。

○委員：推進委員からですけど、この□□さんというのは50年も経験してあるけど、年は幾つぐらいですか。それと、後継者はいらっしゃるんですか。

○委員：年は、□□さんは65歳。

○委員：65歳。で、50年。

○委員：その50年というのは……。

○委員：耕作経験が50年とか言われたので、70代になるんじゃないかと思って。

○事務局：手伝いとかも含めてだと思います。50年で、年齢は65歳ということでした。

○委員：前のおばあちゃんが後継者不足と言われたからですね。

○委員：おばあちゃんは、これはちょっとプライバシーになるかなと思って言わなかったんですが、年齢が86歳でひとり暮らしなんです。それで、今まで人につくってもらっていたけれども、もうこれ以上できないから、隣の□□さんに買ってもらったと、そういう話です。中身はですね。

○委員：□□さんの後の後継者、まあ65だからですね。

○委員：息子さんがおられるんですか。

○事務局：そこまでは確認していませんね。

○委員：そこまでも今から必要になってくるんじゃないかなと思ってですね。もう65って、昔で言うと高齢者だから。敬老会までは行かないけどですね。はい、わかりました。

○議長：以上で、ほかに何かございませんか。なければ採決を諮りたいと思います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、採決に入ります。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進めさせてもらいます。

議案第10号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

まず1番について、地区担当委員の□□委員に御説明をお願いいたします。

○委員：それでは、説明いたします。

この申請地というのは、図面を見てもらったら、「地」のところに道路敷地がありますね。これが手前から上へ、□□から□□へ行く幅広い道なんです。そのちょうどトンネルに潜り込んでいくところの右側の土地なんですけど、これはもともと近くの人が、これに皆さんの遊び場というか、地上げしてから何かかんかしてあったようですね。けど、もうそれじゃいけないからということで、これをきれいにして駐車場にしますということだったので見に行ったんですけど、もう下ががちがちで固まってしまってますね、田んぼや畑に戻すような状態じゃなかったです。

ですので、これは現状がそういうようなことになっておりますので、駐車場としては間に合います。ちょうど地上げも何もしないで固まっておりますので、あと駐車するところの線を引くだけぐらいになっています。あとは、始末書を書いて出しておいてくださいということだったから、事務局に出してあると思います。

これはもとに戻せと言ってもちょっと無理な話のようだから、これは駐車場として認めなければいけないんじゃないかなということ。一応、事務局とも話したら、もうあれは仕方なかならうということになっておりますけど、皆様方の意見をちょっと聞きたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長：私も補足させてもらいます。現地を見に行きますと、御案内のとおりで、周りも一部がこういう形になっているものだから、畑をちょっとしてあったような感じですけども、まあ、やむを得ないのかなということで、処分会社と一緒に調査をしたときに、そういう感じを受けてきております。周りの農地がずっと、直接影響するものがあるかなということですが、特になかったですね。そういうことで、そういう感想を持っております。

ほかに事務局のほうで何か補足があれば。

○事務局：8ページの地図ですが、西側はちょうど太宰府市との境になっておりまして、地図がありませんけれども、こちらは主に農地となっております。そして、東側のほうに住宅とかマンションとかが建ち並んでいるというところで、そういった事情もありまして、月極駐車場として需要が見込めるのではないかとということで転用申請がなされております。

それと、□□委員が説明されたとおり、申請地につきましては平成25年ごろより、近隣の子供のソフトボールの練習場として使用されておりまして、違反転用状態であるため、始末書を添付

していただいております。

農地区分につきましては、前面の道路に水道、下水道の埋設管がありまして、500メートル以内に複数の教育施設や医療施設が混在する第三種農地となっております。主な施設としましては、□□小学校と□□保育園、こちらは認可保育所ということで教育施設とみなすことができるものになっております。水利承諾書は無条件で添付されております。

以上です。

○議長：どうぞ。

○委員：そうしたら、これ、田んぼの面積が1,143平米のうちの830平米。この830平米を申請されるわけでしょう。

○議長：そうです。

○委員：残り地はどうなりますか。

○議長：残りは今、状態としてはもう何もつくっていない。

○委員：わずかなあれではあろうけど。

○議長：畑というか。

○委員：今、畑の状態。

○議長：畑に使えば使えるというような状態で。農地として拡大して何か使うというようなことは、おっしゃるように、私は適当じゃないと思います。

○委員：全部なら何だけど、これだけ両サイドに残地が残っているでしょう。

○議長：だから、一部残っているからどうするかなと思って。今のところは何か畑に利用するような感じだったので、もうやむを得ないかなというような感じです。

○委員：ちょっといいですかね。

○議長：はい、どうぞ。

○委員：ずる賢く考えたらですよ、本来、市街化調整区域を駐車場にすること自体は難しいわけですよ。それをあえてしようと思ったら、そういうふうにソフトボールに貸すようにして、そして5年ぐらいして、ああ、もう地上げしてどうにもなりませんねと。ということで駐車場にしようというふうに、悪賢く考えたらそうなるんじゃないですかね。始末書を出せば駐車場になったよと、こういうふうになるんじゃないですかね。この人はそういうあれじゃないかもしれないけど、ほかの人も同じことを考えるんじゃないかなと。そうしたらなし崩し的に、現況に合わせて駐車場にすればいいじゃないかというふうになりはしないですかね。だって、ユンボで掘りさえすればもとに戻るじゃないですか、畑に。大したことはないですよ。

○議長：まあ悪く言えば、先にやっちゃって後から申請するとか、そういうことを想定される場合ですね。ちょっと説明してあげて。

○事務局：今、□□委員が説明されたところも確かに一理ありまして、駐車場も、市街化調整区域だから一律できないということではなくて、本当に人もいないようなところですね、とても誰も借りるような人がいないような場所では、これは現実性がないということで、転用許可はおりません。ただし、今回はちょっと微妙なところではあるんですけれども、周りに住宅もありますし、一応、駐車場としては今後成り立つというところで転用申請が出されているんですが、確かに事前にそういうふうグラウンドとして使っているというところで、そこは違反転用という状態でありましたので、そこは一応、始末書という形で整理をさせてもらっていますけれども、まあ、抜け道になっては確かにいけないというところもありますので、この辺は十分、今後は注意していきたいというところをお願いしたいと思います。

○事務局：それと、もう一点補足で、審査事項のところ、一番上に農地の区分ということで、第三種という記載があると思います。基本的に言うと、転用してもできるよというような農地が第三種に位置づけられているというふうに、まず認識をされておいてください。だから、これが二種であったり一種であったり甲種であったりとか、ランクがずっと上がっていくと、いや、それは何をしても農地に復元しなさいよという、いわゆる措置命令みたいなところを発出することが、基本的に言うと、できるというところ。

ただ、今言われたとおりで、事務局としても始末書が出て、周りの状況、それと農地の区分を判断した上で、□□委員に現地も見ていただいていますし、県とかと一緒に審査、現地をみますので、一応、今回は受理してもいいんじゃないかなろうかというところに至っています。何でもかんでもいいというわけではないということだけは御理解をお願いします。

○委員：はい、わかりました。

○議長：はい、ありがとうございます。

ほかに何か、この件について。どうぞ。

○委員：申請者が長崎市なんですよ。実際にこの前、熊本県のがあったんですが、長崎で、もしここで農業をしなさいって、もしですよ、するようなことがあった場合は、またこの前のような感じになるんですかね。

○事務局：もともとの所有者がどこに動いても、所有はそのままできます。相続であれば、どこにおられても相続はできます。これは外国におられても相続は可能です。相続であればですね。

○委員：今から農業をするといった場合よ。ああ、そうか、転用だからね。

○事務局：ここが新たにやるというやつではなく、もともと持ってあったところを転用されるというところですね。

○委員：これは雑種だから。

○委員：これは雑種地ですもんね。

○委員：になる、今から。

○委員：ああ、そうか。雑種地に転用ですね。

○事務局：そうです。農地から、この許可を受けて。

○委員：許可を受けたら雑種地に転用になるわけ。

○事務局：そうです。そして、地目変更を申請するという形になります。

○議長：ほかに何かこの件で御質問等ございましたら。

(なし)

○議長：ないようでございますので、今、いろいろ状況の説明がありましたことを踏まえて、御判断をお願いします。採決を諮りたいと思います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。以上のとおり、御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進めさせていただきます。

次は、議案第11号になります。議案第11号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

まず1番からいろいろございますので、順番に説明いただきながら、それぞれ採決をお願いすることになると思います。

まず1番について、地区担当委員に説明をお願いいたします。地区担当委員は□□委員、よろしくをお願いします。

○委員：1番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□丁目□□、□□。申請地の表示、□□。田1,009です。申請内容は、転用目的、工場立地法における緑地確保。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年6月10日から平成30年8月31日となっております。

農地の区分、第一種。資金の内容、自己資金、借り入れ。開発許可、不要。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域、市街化調整区域となっております。

このことにつきまして、□□さんが今までずっと耕作されていた土地がございます。それは□□工場の隣になっております。で、この方がずっとしていたけど、もう管理できないというところで申請がなされておりました、□□工場のほうに買っていただけないだろうかという要請があったそうです。それで、不動産屋さんから連絡がありまして、□□工場は工場立地法における緑地確保という目的があつて、木を植えましょう、環境を守りましょうというあれがあるそうです。

それで、隣の土地を買いたいということ、現場を□□さんたち二人で各自見ていきました。

それで、駐車場になるかなと思っていましたら、いや、木を植えますということです。木を植えるためには、隣の承諾書が要ります。□□さんという方が下にございます。田んぼの排水のほうにあります。その方の承諾書もちゃんと添付されております。それから水利関係は、□□地区と□□地区の実行組合長さんから承諾をいただいております。

国が定める範囲として、環境施設が敷地の10%から30%、緑地が敷地の5%から30%要るそうなので、隣を買いましたということです。それで、初めてこういう緑地法とかいうことを聞きまして、ああ、こんなあれがあるんですねということで、農地を大きいこの会社が買って環境を守るということにすごく感動を受けました。

○議長：ありがとうございます。

何か事務局からありましたら、追加の説明をお願いします。

○事務局：申請理由につきましては、今、□□委員が説明されたとおりでありまして、何の意味もないというか、目的もない敷地拡張というのは認められないんですけども、こういった形で緑地の確保ということでの目的となっておりまして、その敷地拡張ということで認められるということになっております。

農地区分につきましては、第一種農地にはなりますけれども、既存敷地の拡張の場合は、その既存の敷地の面積の2分の1まで認められるということになっておりまして、不許可の例外に該当しております。水利承諾書は無条件で添付してあります。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

○委員：それから、済みません、何の木を植えられるかということをお尋ねしましたら、シマトネリコという苗木を植えられるそうです。どんな木か私はわかりませんが、盛土をして、その上に木を植えられるそうです。駐車場にされるんじゃないですかと言ったら、いえ、しませんということで。

○議長：ありがとうございます。

ちょっと僕が質問していいかな。工場立地法における緑地の確保ということが今いろいろ説明があつて、非常に前向きで環境にいいということなんですが、この法律が変わったんですか。今までの法律では、□□はなくてもよかったわけ。

○事務局：今までも、一応、緑地としては20%ぐらいはあるということです。

○議長：それをふやすということですか。

○事務局：そうですね、ふやすということです。

○議長：あるのはあったわけね。

○事務局：そうです、はい。

○議長：□□は、一応、今までの法律も現在の法律も、工場法には適合していたけど、さらに今度ふやすという意味での購入、この緑地、土地だね。

○事務局：そうですね。

○議長：はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかに何かこの件について御質問等ございましたら、御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、ほかの件とは様子が違いますので、1件ごと採決をとりたいたいと思います。

採決に入ります。本案に対して、農地法第5条第2項の各号に該当しないとして、原案のとおり可決することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。本案は原案のとおり可決することに決しました。

次の2番目の項目に入りたいと思います。2番の説明は、□□委員さん、お願いします。

○委員：2番、譲受人、朝倉市□□、□□。譲渡人、福岡市□□、□□ほか7名。申請地の表示、□□ほか20筆。地積、田2万5,372平方メートル、畑95平方メートル、合計2万5,467平方メートル。申請内容、転用目的、□□の新設。契約内容は売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年6月10日から平成31年3月31日。

審議事項。農地の区分は第二種。資金の内訳、借り入れ100%。開発許可は県の開発許可該当です。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域については市街化調整区域であります。

11ページに位置図がありますので、お開きいただきたいと思います。場所は、□□、これは□□ですね、これと一部隣接し、それから□□と□□に囲まれたところでありまして、太枠で囲んだところなんです。これが全体の区域になりますけれども、従来から水田として稲作を中心に作付されている農地であります。本年の1月と2月に□□委員と2度ほど、事業の概要説明と現地での説明を受けておりますが、内容については議案書のとおりでございます、□□が□□をこちらのほうに移転するというものであります。

当該農地の水利というのが、この横に□□川というのが流れているんですけども、ここではなくて、□□池という池があるそうで、そこから取水して、田越しによって稲作が賄われているところでもあります。

あと、今回、地権者との話がどうであったかということもちょっとお聞きしたんですが、地権者としては、どちらかというが高齢化してきている、それから後継者が不足であると、そういうことから、意外と話は協力的であったということを知っております。地元水利委員の承諾書、そ

れから各地権者の同意書もありまして、特に問題はないと思われましても、皆様方の御審議をよろしく願いいたします。

○議長：よろしいですか。説明は終わりましたか。まだ。

○委員：補足して、面積は、今言いましたように2万5,467平方メートルです。この中に、例えば□□、それから里道、水路等がございまして、それらの合計が1,821平米です。その合計が、この□□の今回移転してつくる区域になっております。

あと、水利の関係でもう一つあるのは、この関係の水利の末尾に、田んぼが1枚、1反ほどあるんですけれども、それはちょうどこの申請地と書いてあるところから、□□の下をくぐって、下に1枚ありますけれども、ここは井戸水でポンプアップするということございまして。あとは水利上は問題ないということになっているようです。

以上です。

○議長：ありがとうございます。詳しく説明いただきましたが、事務局から何か補足があったら、どうぞお願いします。

○事務局：申請理由につきましては、今、□□委員が説明されたとおりで、現在、朝倉市において□□を運営しておりますけれども、現地では人口も減少していて、特に若者が少なくなっているということで、筑紫野市のほうに移転するという計画になっております。市街化区域にはこれだけ広い土地がないということで、現地を選定されたということになっております。

農地区分につきましては、10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い第二種農地となっております。水利承諾書は無条件で添付しております。

以上です。

○議長：ほかに何か、この件について御質問等ございましたら、御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議がない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進みます。次、3番の件ですが、今度は□□委員の説明をお願いします。

○委員：それでは、説明いたします。

3番、譲受人、大野城市□□丁目□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□丁目□□、□□。申請地の表示、□□丁目□□。田386平米、合計386平米。転用目的、自己住宅。契約内容は贈与です。親子であります。構造規模は木造2階建て。工事期間は30年6月10日から31年3月31日まで。

農地の区分は第二種。資金の内訳は、借り入れ100%。開発許可、県開発許可該当。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域、市街化調整区域です。

これは親子でして、□□さんの息子さんがここに家を建てる。図面の最後に載っています。この申請地の上に、前に、駐車場になるということで、一遍、皆さんと一緒に出てきております。この、今、白になっているところですね。ここが出ております。この土地は排水もいいし、文句のつけようのないような土地ですので、私としてはいいと思います。皆さんの意見をちょっと聞きたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

事務局で何か補足することがあったら御説明願います。

○事務局：今、□□委員が説明されたとおり、□□さんと□□さん、親子関係ということで、□□さんのほうが大野城市の賃貸アパートに今住んでおられます。妻及び子供さんが3人、合計5人ということで、今、賃貸アパートが手狭になっているということで、父が所有する農地に住宅建築を予定したということになっております。

農地区分につきましては、10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い第二種農地、水利承諾書は無条件で添付しております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

この件について何か御質疑等ございましたら、御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議がない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上、この3件につきましては一括して採決をできませんでしたけれども、それぞれ採決をいただきましたので、本3件については、全て原案のとおり可決することに決しました。

ちょっと事務局の説明をしておいたほうがいいかなということで、2番について補足的な説明がありましたら、お願いいたします。

○事務局：今の議案第11号の2番につきましては、面積が2万5,467平米あるということで、3,000平米以上の農地の転用につきましては、福岡県農業会議の審議会の審議の対象というふうになっておりますので、この件につきましては来週の17日ですかね、この審議会に出席して説明をさせ

ていただくことになっております。

○議長：ありがとうございます。じゃあ、これが通ってからじゃないとできないからね。そういうことだな。

○事務局：はい。

○議長：そういうことのようにございます。本案は可決いただきましたので、今、事務局の説明がありましたような処置に入っていくと思います。

では、次に進ませてまいります。

議案第12号、農業委員会事務の実施等についての件を議題といたします。

事務局のほうで御説明をお願いいたします。

○事務局：議案第12号の農業委員会事務の実施状況等についてですけれども、こちらにつきましては、毎年こういった形で議案に上げさせていただいている分でございます。農業委員会等に関する法律によって、前年度の目標の達成とか活動の点検、あと、今年度の目標設定と活動計画について、農業委員会の業務としてやったことについて6月30日までに公表しないといけない。特にインターネットで公開しないといけないということで、具体的に法律に記載されているところでございます。

その法改正の中身について、こちらのほうに掲載させていただいているとおりでございますけれども、これはあくまでも事務局の案というか、土台になっておりますので、これがいいとか悪いとかいうことではありません。特に30年度の計画につきましては、もっと積極的にやりたいこと等がありましたら意見を出していただいて、それを計画として公開するというだけでもよろしいかと思っております。

それでは、かいつまんで説明をさせていただきます。まず1ページ目です。Ⅰ、農業委員会の状況ということで、平成29年3月31日現在。これはほぼ農林業センサスに基づいて記載しているものでありまして、5年に1度、農林業センサスの調査をやっておりますので、この辺は変更はあっておりません。

2番の農業委員会の現在の体制も昨年と同様になっております。

続きまして、2ページです。Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化についての目標と実績になります。

2の平成29年度の目標及び実績というところを見ていただきたいと思います。昨年の集積目標としましては454ヘクタールを見込んでおりましたけれども、実績としては400ヘクタールになっております。そのうち、新規の実績は12ヘクタール。新規もあつたのはあつたんですけれども、逆に利用権を更新されていない土地とかが多くなったせいで、結果的には集積としては減っているということになっております。

4番目の目標及び活動に対する評価ということで、目標に対する評価は、新規の集積はあったが、更新されないものもあり、集積が進まず目標を下回った。活動に対する評価につきましては、耕作利便のよい農地については活動に応じて集積が進むが、そうでない農地は集積が進まず、今後の課題となるというふうにさせていただいております。

3ページのⅢ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の2、平成29年度の目標及び実績ということで、目標としましては2経営体の新規の参入を目指しておりましたが、実際には、その横、参入実績としてはゼロとなっております。

4の目標及び活動に対する評価になりますけれども、目標に対する評価としましては、複数件相談はあったが、参入はゼロ件となり、目標を下回った。活動に対する評価は、貸付希望農地を把握する方策がまとまらず、集約ができなかったということになっております。実際、確かに相談は何件かあったんですけれども、大体が、適当な農地がないだろうかということが相談としての取っかかりが多かったもので、これがなかなか紹介できる農地がないとなれば、そこから先の話が進まないという状況で、結局、実際に参入できたのはゼロ件となっております。

続きまして、4ページです。Ⅳ、遊休農地に関する措置に関する評価ということで、2番の平成29年度の目標及び実績ということで、解消目標を3ヘクタールとして挙げておりましたが、解消の実績としましては1.08ヘクタールとなっております。

実際の遊休農地の面積というのは、3の活動実績の農地の利用意向調査の下の調査面積というところがありますけれども、ここが第32条第1項第1号の調査面積が2.93ヘクタール、第32条第1項第2号の調査面積が7.09ヘクタール、合わせて10.02ヘクタールですね。これも何度もお知らせしておりますけれども、10.02ヘクタールが平成29年度の全体の遊休農地の面積となっております。全体としては0.8ヘクタール増加をしているというところです。

4番の目標及び活動に対する評価というところで、目標に対する評価は、市外住民が所有する遊休農地は解消が進まず、目標を下回った。活動に対する評価は、利用状況調査の方法の協議に時間を要し、調査の開始がおくれたということにしております。

実際、全筆調査とかをすれば、もう今ごろから早目にかかってもらわないといけないというところもありますけれども、その協議とかを今からちょっとしていかないと。これは平成29年度なので、平成29年度ではちょっとその開始がおくれたということになっております。

5ページ、Ⅴ、違反転用への適正な対応。これは去年と全く同じで、面積等も変わっておりません。中身も文言についてもほとんど一緒ですね。農地の巡回をして、その中でとか、あとは利用状況調査とあわせて違反転用調査を行うことにしております。

続きまして、6ページです。Ⅵ、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということで、こちらにつきましては、総会の審議状況等、あと内容とかにつきましては昨年同様のこ

とを記載しております。あと、件数については若干増減はあるというところになっております。

6、7、8ページはこういった、ほぼ昨年と同様のような形になっております。

9ページになります。こちらは、平成30年度の目標とその達成に向けた活動計画というところで記載しているところです。

I、農業委員会の状況につきましては、こちらは平成30年3月31日現在ですが、農林業センサスの調査は、昨年度は行っておりませんので、引き続いて同じ数字となっております。ただ、2段目の表の耕地面積の一番右側に908ヘクタールというふうに載っております。これは農林水産省が毎年行っている調査でありまして、ここは毎年増減をしておりますが、先ほど1ページにありましたのは917ヘクタールということになっておりまして、それが908ヘクタールに減少しているということになっております。

2番目の農業委員会の現在の体制については一緒です。変わっておりません。

続きまして、10ページです。II、担い手への農地の利用集積・集約化の2です。平成30年度の目標及び活動計画につきましては、集積面積目標を440ヘクタールというふうに設定して、うち、新規集積面積を64ヘクタール、目標設定の考え方としましては、平成35年の集積率8割を目標とした年間平均集積面積とした。

活動計画につきましては、農地法3条の2の規定による届出等のあっせん希望農地について、農業委員、推進委員へ報告し、さらに地元（担い手）へ情報提供するというふうにしております。ここはこういった届出だけにとどまらず、もう自分は管理できないからということで事務局に相談があった分とかにつきましても、農業委員会の会議の中で報告をしていくということで記載をしております。

III、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、2番の平成30年度の目標及び活動計画というところで、活動計画は、参入希望があった際には、農業委員会、市、JA、普及センター等と協力して、希望者へ助力する。農地法第3条の2の規定による届出等により新規参入が可能な貸付希望農地を把握し、データベース化するというふうにさせていただいております。

先ほどもお話ししたとおり、相談は随時あっておりますので、まずは紹介できる農地を整備しようということで、こういうふうにデータベース化をしようというところで書かせていただいております。

11ページのIV、遊休農地に関する措置ということで、2番の平成30年度の目標及び活動計画というところで、目標、遊休農地の解消面積は3.5ヘクタール、目標設定の考え方としましては、法第32条第1項第2号該当農地の5割程度とするということで、これが昨年度、7.9ヘクタールありましたので、これの半分ですね、こちらは復旧可能な農地の分の7.0ヘクタールの半分、3.5ヘクタールを対象としたいというところで考えております。

続きまして、V、違反転用への適正な対応ということにつきましては、これは昨年と全く一緒で、これ以上違反転用を増加させないというところで、活動計画については昨年度と同様にしております。

説明については以上です。

○議長：今、説明を受けましたけど、一つだけちょっといいかな。例えば4ページの3、2の目標達成に向けた活動とありますね。その中で、一番上、農地利用状況の調査の中で、調査方法として、全農業委員、事務局員で地区別班編成を行って調査するというふうになっているけど、既にこのとき推進委員はあっていたわけだろう。だから、法律の改正もあっているし、推進委員という人も一体になってやったわけですね。それを入れたらどうかなという感じで、今ざっと見せてもらった。

その次、10ページの一番下、30年度の目標及び活動計画の中にも、農業委員会、市、JA、普及センター等と協力してと書いてあるから、農業委員会ということは、推進委員も入れてもらったほうがいいんじゃないかなと。

それから11ページは、2番目の30年度の目標及び活動計画活動計画の中に、全農業委員、推進委員と入っています。ここに推進委員と入っているから、今申し上げたのものにもそういう項目を入れて報告していただいたほうがいいんじゃないかなという感じを受けましたので。あとは事務局の整理の仕方があろうと思いますから、その件、よろしくお願いします。

○事務局：これは必要でした。

○議長：よろしくお願いします。

○事務局：はい。

○議長：今、農業委員会事務の事業報告ということで受けましたが、何かございましたら、どうぞ。

○委員：10ページ、11ページのところで目標設定していただいていますけど、今、我々の□□地区じゃないですけど、皆さんにお騒がせをしておりますけど、耕作放棄地にビアガーデンということで西日本新聞社に掲載をしていただいたところ、すごい反響がありまして、「私も耕作放棄地があるから、あんなのところでしてくれないか」と。

その一つの例をいくと、□□地区の中に□□会、こちらは会長で、私が副会長をさせていただいているんですけど、当地区の地域の中で、今、約2,500平米を所有しているけど、管理は□□に依頼していますと。で、その2,500平米の検討、無料でいただけませんか。これは農協との兼ね合いがあるものですから、利用権設定をされるなり、もし土地がよければ中間管理機構があり得る情報を提供してもいいものなのかどうか。現在、JAのほうもこういうふうなことで、実際持っていらっしゃるんですよね。つまり、これは管理費が行っているわけですよ。こ

の人から、こういうふうにつくってくれる方がいらっしゃれば、そこをお願いをしたいなというところで来たものですから、何とも回答しようがないという現状でありまして、今、私どもの□□地区の6名、農業委員と推進委員が耕作放棄地を、田んぼをすき込んで実際にしています。そこに枝豆を今度植えて、願わくばそこで耕作をしていく。最終的には、水利の関係もいいので、田んぼができれば一番理想形かなと。

しかしながら、やっぱり耕作放棄地のすごさですね。もう草と、特につるですね。□□さんの大型機械でも、ぐるぐるぐるぐる巻いて、もうどうしようもないぐらいにやったんですけど、それを今やった中で、そういう話が出てくる中に、やっぱりJAとの絡みがありますので、耕作放棄地、耕作放棄地と言いながら、一番いい条件のところについて実際に深掘りをしていないというところで、御迷惑をかけますが、耕作放棄地で今度ビアガーデンはしますけど、うまく豆がとれるかどうかわかりませんし、ここにいらっしゃる農業委員、推進委員の方には御案内をしますので、そのときには皆さん、ぜひ来ていただきたいと思います。

もう一つ大事なことは、4月17日に、「農地バンク情報、ホームページ発信低迷」ということで、これは西日本新聞社のほうとタイアップしてやったのは、現在ホームページで発信しているのは、九州では鹿児島だけなんです。これはかなり調べていただいたんですけど、やっぱり中間管理機構の位置づけが不明確で、皆さん知らない。だから、さっき言われたけど、農業振興地域だったらできるという情報も知らないだろうし、今から先、耕作放棄地を担い手なり、農業をやっておられる方にするならば、もうちょっと横の連携をとってもらいたい。

特に今回思ったのが、JAアグリに管理費を払ってもやっていらっしゃるところは、それなりに無料でできないだろうかと思っていられし、実際にここに住んでいらっしゃらないんですよ。依頼された方は福岡市内の方です。あと二、三件、問い合わせが電話であったそうです。結局そういうふうに言われたときに、正確な情報を一般の方に知らしめる役割も農業委員会はあるのではないかと。

一つこういうふうな、勇み足かもしれないけど出したことが、いろいろな反応があるし、自分の畑、田んぼを心配されているというのは現状にありますので、本当に今、農業振興地域の中で農業をされていない田んぼがあるとすれば、何とかそこを担い手に貸す手だてをすれば、この目標なんて解消ができるのではないかと思いますので、ちょっと山手のほうでなかなか難しいところは無理難題だと思うんですよ。

だから実際やれるところはやっていく、農業ができるところは農業をしてもらおう手だてをやるのが我々の役割ではないかなと思いましたが、一応、私ども推進委員、農業委員のほうで、こういうことで耕作放棄地に黒枝豆をつくってビアガーデンというものをただで、これだけの反響があったということは、それがどういう評価をされるかは別にしても、アナウンス

することについての評価をある程度農業委員会で、そんなことをしたって一緒だよというふうじゃなくて、もうちょっと前向きに、いろいろな御協力とか御支援をともにお願いしたいということと、JAとか普及所との連携とかもぜひとっていただきたいと、このとおりですね。ということをちょっと要望しておきたいと思います。

○議長：今御案内がありましたように、私は承知はしておりましたが、県のほうの農業会議等についても、その辺はちょっと話しておりました。今の御案内どおり、推進地域の農業会議の例の問題にしても、推進地域だけだよというのは、農林省、九州農政局あたりの連中もそれで限定しているような感じだから、そんなことで本当に農業を守れるのかというようなことで、農地が守れないじゃないかというようなことで、農地は農地法で農地を守りなさいという法律になっているじゃないかというようなこと、その辺のギャップも言いながら、農業委員会のときに話は上げているんですが、なかなかそれが、一つの国の組織といいますか、農政行政のあり方として推進している関係で、なかなかすぐには聞いてくれないという現実があるみたいです。

そういう活動をどんどんやっていただいておりますので、将来だんだん理解ができてくれば、また国のほうも考えてくるだろうというふうには私は期待をしておりますけれども、その辺は非常に、いい知恵がありましたら、また、そういう事例がありましたら、私どもはいつも会うことができますので、事務局のほうに集約していただければ、そういう部分を持ち上げながら、農業委員会としてもそういうことで進めていけるんじゃないかなと思っておりますので、事務局のほうも大変と思いますけれども、まとめていただければありがたいなと思っております。そういう感じで私自身はおりますので、よろしく願いいたします。ということで、要望が出ておりますから。

○事務局：はい、今のお話は事務局のほうでも重く受けとめさせていただきながら、農業委員会だけではなく、市のほうでもちょっと仕掛けというのを今準備しています。また、皆さん方にもお願いをさせていただこうと、今年度中にですね。予算もありがたいことに確保できております分がありますので、そういったところでまた御相談させていただこうと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○議長：貴重な御意見、ありがとうございました。

では早速ですが、ほかに何か、この報告に関しても、こうがいいんじゃないかという、まあ事務局で最終的には整理をすることになると思いますので、その辺も含めながら、何かありましたら。ないようであれば採決をとって、一応これで進めたいと思います。ほかに何か、先ほどの御意見も含めまして、ありましたらどうぞ御発言願います。

○委員：□□にテニスコートをつくると言ってから、許可をここでもらったわけですよね。でも、そのままなんですよね。確かにブロックで周りだけはして整地はしているけど、とてもじゃない

けどテニスコートができるような状況じゃないと。それがもう2年ぐらい続くけど、あのままにしておいて。ああいうことはどうですか。例えば資金がないからできないと言ったら、もうそれまでですか。それか、もとに戻せというんですか。どういうふうな。

○議長：□□の件ですかね。

○委員：□□です。

○事務局：バイパス沿いのところですね。

○委員：はい。あれから全然進まないですよ。それで、きれいにはしてあるけど、あとは石のようなのがごろごろ置いたようにして、とてもテニスコートになる状態ではない。でも、それを2年ぐらいほったらかしだから、そういう場合、予算がないからできないと言われたらどうなるんだろうかと。もとに戻せとは言えないんでしょう。

○議長：事務局、その辺はどうかね。

○事務局：一応、1年に2回ぐらいは進捗状況ということで、まずはきちんと転用目的どおりの工事が進んでいるかというところを、福岡県のほうが督促を送って、書類を出してくださいということで、出してもらっております。

○委員：ああ、そうですか。

○事務局：はい。ただ、多分、それは出していないからそういう状況が続いているのかなと。

○委員：何でかな、全然進まないからですね。それで今回、今、□□さんが……。畑の横なんですよね。それでしょっちゅうみんなが見るから、これは何かなと思われる。「地元の農業委員は何しよう」と恐らく言いますよ。

○事務局：今、事務局職員が言ったとおり、転用を受けたものは工事の進捗状況、終わった後は完了報告というのが義務づけられております。もう一度、県にも確認しながら、進捗の状況を事務局のほうも県と一緒に進めるように、また指導とか助言していきたいと思っております。

○議長：今御案内のとおり、事務局のほうから今の御意見があったということを含めて、それを含めて県のほうに確認していただくということになりましたので、よろしく。そういうことでよろしいですか。

○委員：はい。

○議長：ありがとうございます。

では、もう時間も長くなりましたが、本件については若干の字句の修正もあろうかと思っておりますけれども、一応、承諾いただくということで、採決をとりたいと思っております。委員の方々の本案についての採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議がない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進めさせてもらいます。

農政議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明を求めます。

○農政担当：農政議案第6号について説明いたします。議案書は12ページの次、A4横で書かれたページからになります。表題が、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定についてということになります。

1ページめくっていただくと、今回、利用権の設定を行う案件の一覧が出てまいります。1行目をごらんいただければと思います。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、520平米。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、水田。始期、平成30年6月11日。終期、平成40年6月10日、期間が10年となっております。

以降、1ページから5ページの上段のあたりまでが、今回、利用権の更新を行う案件になります。それ以降、10ページまでが利用権の新規設定を行うものになります。お時間の都合上、詳細についてはお読み取りいただければと思います。

続いて、集計値について説明いたしますので、10ページをごらんください。

中段のあたりに集計値があるかと思いますが、更新が16件、新規が25件、合計で41件となっております。合計で127筆、17万2,225平米の申請があつているところでございます。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長：本件について何か御質疑等ございましたら、発言願います。

まあ、いきなり見たばかりで、件数が多いから。新規の分で問題がなければね。

○事務局：はい、ないですね。

○議長：更新はもう今まで審議してきているから、いいよね。

○事務局：はい。借受人で問題がある人はおりません。

○議長：では、この件で何かありましたら、また事務局で聞いていただくということにさせていただいて、本件に対する御意見をお諮りをしたいと思います。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議がない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案については可決すること

になりました。

以上をもちまして、一応、予定の報告、審議事項につきましては終了いたしました。

それでは、とりあえず終わりましたので、定例会の閉会を宣言いたします。定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成30年第5回筑紫野市農業委員会定例会を閉会といたします。お疲れでございました。